

Title	レウデス考
Sub Title	Zur Geshichte der Leudes
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.12 (1959. 12) ,p.1037(25)- 1051(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19591201-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591201-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591201-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た。ちなみにルカーチによる表示を左にかかける。(G. Lukács; a. a. O., S. 557.)

- A 真実なる精神、人倫態(古代社会とその解体)
- B 自己疎外的精神、教養(ブルジョア社会の成立、啓蒙におけるイデオロギー上の危機およびフランス革命の世界危機)
- C 自己自身を確信せる精神、道徳性(ナポレオン治下のドイツについてのヘーゲルのユートピア、ナポレオン時代・世界危機解決の最高のイデオロギー的形態としてのドイツ古典の詩と哲学)

なお『歴史哲学』が参照されるべきであるが、いま私たちにその余裕がない。『現象学』の訳者注はかなり丹念にこれをおこなっている。

- (注29) Phänomenologie, SS. 347-350. 訳、下、四二一四五頁。
- (注30) Lukács; a. a. O., S. 559.
- (注31) 拙稿「疎外論の経済学的意義」本誌、本年一月号参照。
- (注32) 続稿参照。

【一九五九・一〇・一〇】

## レウデス<sup>(1)</sup>考

宇尾野久

### 序

メロヴィング時代のレウデス(Leudes)についてはすでにしばしば述べられており、Paul Rothの古典的な理論から Alois Dopschにいたるまで、少なくともフランク社会の社会経済史的考察又は国制史の上では不可避の問題とされてきた。メロヴィング時代のレウデスがメロヴィング王朝の崩潰とともにその姿を消し、カロリング時代にはワザル(Vasali)と言う名称があらわれることはいずれの学説においても等しく承認されている。

然しかつて A. Dopsch が推定したように、右の事態から直ちに「それ故カロリング時代の資料では Vassi がいきなり Leudes の代りにあらわれる、事実 Vassi は Leudes へのより新しい適合である。」<sup>(2)</sup>と云うように Leudes と Vasalli の直線的な等置関係を設定しうるだろうか？

勿論すべての史的な立論は、その史的な条件と内容によって構成

されるので新しい研究によって発見された史実が重大な意義をもつならば当然その理論構成もまた変化する。

従来のレウデスについての立論はカエサル、タキトゥス時代↓メロヴィング時代におけるゲフォルグシャフトとして扱われ、その限りにおいて、またその限界内においてのみレウデス↓ワザルの系譜が問題にされたのである。しかし乍ら新たな国制史の研究は古典学説の批判を通じてすでに王の自由民や王の貢子貢納人としての liberi homines = bargildi についての新たな研究成果に到達している。従ってこの研究諸成果は早晩フランク国制史上の之等の人々の等族(Stände = ordo)の問題につきあたたらざるを得ないし、またその解決は不可避のものとなっている。

Leudes → Leudessamio (王の従士↓王の従士の誓約)をめぐってのメロヴィング時代の国制の古典的な見解は、右にのべたゲフォルグシャフト↓ワザリテートに就いての幾度かの論究で著しい変転を遂げており、Paul Rothの述べているようにレウデスを以ってメロ

ヴィング時代の自由民の全体と理解すべきである<sup>(3)</sup>といった見解はす  
べてに A. Dopsch によって批判されており、P. Roth 自身「明らかに  
レウデスが貴人 (Vornehmen-liberi = Edelfreien) または王の  
側近」を意味する個所もみいだされることをかくすことができな  
ったと A. Dopsch はのべている<sup>(4)</sup>。この点で A. Dopsch の指摘は  
鋭く、レウデスが一般に王のファミリア (隷属民) つまり Dienst-  
gesinde に近いとの言及からもレウデスの等族の問題を Leudesamio  
の問題からザッハリッヒに区別している。  
このような Leudesamio についてマルクルフ書式集は大要次の  
ようにのべている。

「王の従士の誓が王に誓約さるべきこと。

某王が某伯へ。余はまた余の某王国内における余の貴顕達の同意  
をもって余の榮誉ある息子某に (王国の) 統治を委ねし故、汝 (伯)  
はすべての汝の郷民つまりフランク人、ローマ人もしくは他の部  
族の成員を召集し、かつ都市 (civitas)、村落 (vicos) 及び要害  
(castella) の集合の場所に集合せしめ、かくて余が余のもとから  
そのために遠くそこにつかわせる余の巡察使 (missi dominici) た  
る著名なる長上某の面前で、余の高名なる息子もしくは余に、聖なる  
場所もしくは同人 (巡察使) によって余がさしむけし聖なる遺物  
(pignora; Unterpfändern = Reliquien) のもとで忠誠と従士の  
誓を約束しかつ誓わねばならぬよう余は命ずる<sup>(5)</sup>」  
右の誓約書の書式は上書(うわがき)に „leudesamio“ と記し、

とも記された<sup>(6)</sup>。

## 一

レウデスについての古典的な見解をドプシュの所説の中で精査  
し、その中から現在救いうる幾つかの要素を探究する。

ドプシュはまずクロタール二世のバリー告示(六一四年)でレウ  
デスが *fidèles* から区別され両者が並行的にあげられていることを  
指摘している。この告示は、レウデスがその合法の主人に忠誠を守  
る間は、主人の空位期間に失った資財 (*Güter*) のレウデスへの返  
還を命じている。

Andelot の協約(五八七年)でグントラム王とヒルデベルト二世  
はクロタール一世の死後(五六一一年)その最初に誓約された以外の  
支配領に身をよせたレウデスはつれもどされねばならぬことを協約  
している。つまり

「主グントラムと祝福されし主ジギベルトの間に行なわれた協約  
によれば、もともと主クロタールの死後主グントラムに誓約をした  
レウデスはその後他の側に移ったと確証された場合、彼等がとどま  
っていること明らかな場所から移されねばならぬし、また同様に主  
クロタールの死後もともと主ジギベルトに誓約をしたことあきら  
かなものが他の側に移ったときそのものはおなじやり方であろうか  
されるように同意した。」<sup>(7)</sup>といったぐあいである。

ここでは犯行のために正常な住居を放棄した逃亡家臣の引渡し

すべての郷民 (*pagensis* = *Gaugenossen*) から王又は王の息子に  
誓約がなされるように述べている。この書式集は七世紀末または八  
世紀初頭に Meaux の教区で司祭 Marculf から編纂されたものと  
されている。

この書式集の王への誓約の内容は、すべてのフランク王国の自由  
人が国王に行なう一般的な誠実誓約であり、それは決して、Paul  
Roth が *leudesamio* を誓ったものは *leudes* と呼ばれたに相違な  
いと言う一見自明な主張<sup>(8)</sup>をうらづけるものではない。つまりこの王  
からミッシンによって行なわれる誠実誓約は決して *leudes* の史的性  
格を特色付けるものではない。ただこのメロヴィング朝の臣民たち  
の一般的誠実誓約がその内容の点でも形式の点でもゲフォルグシャ  
フトにおける誠実誓約に倣って行なわれたと解釈してよいようであ  
る。つまり *leudesamio* における一般的誠実誓約はその国家性を  
証明する有力な証拠と言ふよりはむしろ王に対する対人的な関係に  
立つレウデスのゲフォルグシャフト = *Personenverbandstaat* の  
性格を示す。

このようにメロヴィング時代の対人的なゲフォルグシャフトの関  
係が国家的な関係に拡張されることによりレウデスの等族的な性格  
が国家に王権を通じて形成されるか否かが問題となる。つまり部族  
的なシュタム国家では部族成員の自由や等族が国家秩序に影響を与  
えたのに今やメロヴィング社会では王権がレウデスの自由や等族を  
つくり出すことが問題となる。その意味でレウデスは屢々 *liberi*

問題なのではなく、市民戦争の間に主人をとりかえる各個々人の戦  
争随従が問題なのである。この協約で他人のレウデスを誘ったり、  
また自分でやってくるものを採用することを禁止している。例えば  
クロドウェヒはラグナカール王のレウデスを金の腕輪や剣帯を贈  
って味方にひきよせている。

「かくてクローヴィスは、ラグナカールのレウデスがその主人にそ  
むき自分の処へくるようにラグナカールのレウデスにせの金の腕  
輪や剣帯を贈った。」<sup>(9)</sup>

このことからレウデスの戦争の職業が考えられる。

更にフレデガールの年代記の “Dagobertus…… universos  
*leudes, quos regebat in Auster, jubet in exercitu pro-  
movere.*” [an. 629. (Dagobert)] や “*jussu Sigiberti omnes  
leudes Austrasiorum in exercitu gradiendum banniti sunt.*”  
[an. 641. (Sigibert)] からレウデスは明らかに事実上王から召集  
された軍事奉仕を行なったことが知られる。

右の証拠からレウデスが王の軍事的な奉仕随従を行なったことは  
明瞭であり、このことからレウデスは何等一定の等族を構成しない  
といった結論をひき出すことは根拠薄弱である。明らかにレウデス  
はその職業によってもまたそれに対する政治的影響によっても考慮  
されない人々の一階級をあらわし、フレデガールの年代記やメロウ  
ィング家やアーヌルフィン家などの裁判文書では *proceres* や  
*optimates* や *fidèles* が判決者としてあらわれ、之等の貴人や家

臣 (Gefreuer) はレウデスからはっきり区別されていた。

レウデスは事実上王領地を所有しており、その限りに於いてレウデスは王領民の特殊なタイプを示している。しかし上述のようにこの王領地の貸与と Leudesamio という一般的な誠実誓約は相互依存の關係に立たない。

なおこのような一般的な誠実誓約の外に、Mannschafts- und Gefolgschaftsleid といった特別な誠実誓約が存在し、六および七世紀の市民戦争は大部分このような誓約によって結ばれたいわゆる私兵 (Privatsoldaten + gregarius miles) とワザルによって戦われた。

しかしすべての自由な臣民へのこの特別なゲフォルグシャフト誓約の拡大と共に、その本来の意味がうすれたが止揚されはしなかった。このようにメロヴィング時代の Leudesamio と言った一般的な誠実誓約は王への緊密な対人關係リゲフォルグシャフトに還元される。つまりそれはメロヴィング時代の Personenerbundsstaat の枠内でのゲフォルグシャフトの國家關係への拡大であり、一般化であった。

しかし乍らこのような事態はメロヴィング時代のレウデスの表現と共に消え去り、カロリング時代にはその継統を見出さないと云ったドブシュの見解は正しいであろうか？

## 二

すべての新しい研究分野での史的探究は手探りで行なわれる。従って立論にあたってその誤りを恐れてはならないし、また最初から立論の完全さを性急に望むこともできない。

今メロヴィング社会とカロリング社会の社会経済構造の連続性と非連続性をレウデス、レウデサミオ (Der allgemeine Treueid) を媒介として探究するにあたって先に区別した部族法のいわば部族的自由人 (ingenuus) といわゆる王の自由人 (liberi homines) の相対的な差別を H. Dannenbauer の旧説の完全な否定にもかかわらずここで想起したい。メロヴィング社会における部族法と国王の法の複合という意味だけではなく、出発点における僅少な相違がフランク王国の全社会経済構造の二重性、つまりいわばフランク國家の二重構造といった國制上の支配と自由における全構造的な問題へ展開してゆく。

古典学説におけるゲフォルグシャフトについて ingenuus, antustionen, vasalli の系譜と並んで Leudes- + liberi homines の二つの系譜が考察される。Karl Friedrich Eichhorn, Paul Roth, Georg Waltz, Heinrich Brunner, Georg von Below, Heinrich Mitteis, Alfons Dopsch 等の立論はたとえそれらが著しい対立点を示すとしても Personenerbundsstaat をあらわすゲフォルグシャフトの延長線上で Leudesamio (Der allgemeine Untertanenleid) を捉えている。その中 Paul Roth は K. F. Eichhorn と同様に Leudesamio のイリュージョンによって、レ

ウデスをレインレヒトのカテゴリークラはすし乍らもそのレウデスの存在を一般的にあつかう。A. Dopsch はまた逆にレウデスを Lehenrasallen として考察している。

アルフォンス・ドブシュの述べたように、たしかにゲフォルグシャフトと言った広義の枠内で、それが Personenerbundsstaat を意味する限りに於いてレウデス→ワザルの連続性が可能であるが、しかしカロリング時代にも Lehenrasallen と並んでゲフォルグシャフトの別個のカテゴリークラである王の自由人 (liberi homines) が存在した。

カール大帝はカロリング社会の等族を自由人と非自由人に単純化しようとしている。このことはカール大帝の勅令が「自由人と非自由人以外何者も存在しない」と述べていることからあきらかであり、その際被解放者はライプヘルではなく、直接王に服属すると考えられた。

このように Leudesamio から相対的に区別されたメロヴィング社会のレウデスのカロリング社会におけるリベリ・ホミニスへの直接的な連続性が必然的に問題となる。

メロヴィング社会のレウデスが時々 liber とよばれたことはすでに述べたが、しかしカロリング王国の創始者となるマヨール・ドームス (宮宰) 達は、メロヴィング王朝の王権を強化する王の従士 (レウデス) には関心なく、カロリング朝の王は新たにその国家的な支柱を求めねばならなかった。つまりメロヴィング朝の王権の断

絶により、カロリング朝の王はあらたに Der allgemeine Untertanenleid により、リベリ・ホミニスの形で新しい国家的支柱を創出した。この場合の一般的な臣民の誓約は次のような形で行なわれた。

「余 (カール大王) 及び余の息子に誓わねばならぬ誠実の誓約の件につき、次のことは誓われねばならぬことを (余は命ずる)。かく私は、私の主人、王カール及びその息子の側に余の生涯の日々かたりもせずまたあざむきもせず誠実であり、またしかあらんことを約束す。」

「この誠実の誓約は、司教及び修道院長もしくは伯あるいは王のワザルさらにヴィケドミニ、アーキディアヌス及びカニコラスから誓われねばならない。」

「なお完全に修道士の身分に入らぬ司教、そしてまた聖ベネディクトの宗規を厳格に守る者は實際ただことばだけで約束せねばならず、それについて修道院長はわが主 (王) に報告せねばならない。」

「さらにヴォクト及びヴィカール、ケンテナリユウス及び教区つき司教及び全人民、つまり十二才を越えた年少者並びに裁判集会にやっつき又長老の命令を果しかつ敵守しうる老人、之等のものは今や (独立の) ガウの成員たると司教、修道院長、伯またはその他の者の家人たるとを問わぬ、さらにその者達が恩貸地や官職をもちまたその主人のワザルと記され、馬や武器、楯、槍、剣、及び短剣をもちうる故に尊敬されている御領地民、作人、聖堂の家人、非自由

人すべて之等のものは誓約すべし。かつ誓約をなせし者の名前と数を巡察使は書状にしたため持参すべし。同様に伯は、当該ガウ内に生まれた者及び独立のガウ住民である者並びにどこかに隸属関係に托身せる者につき、各ケンテナに分けられし(表)を携行すべし。またもし誓約の履行からのがれるべく、逃亡の意図をもってその伯領から他の伯領へおもむく者共または反抗して誓約をなそうと欲しない者共が発見された場合には、(伯達は)このことを書状により余に知らしむべし、かつまた伯達はこのものを共のみずから城に送るべし、または若し伯達がそのものを主なる王の面前に拘引しうる城をもたぬ場合には監禁すべし。しかしもし伯達が近隣に住める場合彼らはすべての他のものと同様に誓約をなすべし。また若し誰かが逃亡せる場合、伯達はそれを巡察使自身により主なる王に報告すべし。<sup>(26)</sup>

「以前その若年のため誓約をなし得ざりし子供等は、即刻余に忠誠を誓うべし。」

右の王への一般的誠実誓約はまさに伯やワザルがこの一般的な誓約以前にそれぞれ官職やワザル誓約と言った特殊な個別的自由契約を行なっている筈であるから、それと並行した国家権力によっていわば強制されているところの „institutionelle“ な性格のものである。なおこの場合「尊敬された、恩貸地や官職をもちかつ武装する非自由民」とは明らかにミニステリアルスを指す。

カロリング時代のこのような誓約はメロヴィング時代のいわゆる

„Leudesario“ とおなじように一般的な王への誓約であり、メロヴィング時代のレウデスに対応するカロリング時代のリベリ・ホミネスのみの誓約ではない。しかしメロヴィング王朝の最後のレウデス、つまりメロヴィング朝の王権をはなれたレウデス<sup>(27)</sup>リベリをカロリング朝の王の自由民として再びカロリング朝の王権へ強力に編成してゆく作用をもつ。

王朝の交替にあたりメロヴィング朝の王領地がカロリング朝の王領地へ編入されることにより、メロヴィング朝の王領地民であったレウデスが今やカロリング朝の事実上の王の自由民となるわけであるが、更においにかけてカロリング朝の伯や巡察使を通じてメロヴィング朝のレウデサミオの継受としての一般的な臣民の誠実誓約が強行され、ここにはじめてレウデスは合法的にカロリング朝の王の自由人に編成されることになる。

そのさいこの外にカロリング朝の Rodungsfreien や被解放自由民が王の自由民に加わる。

このようにして ingenuus → antrustiones → vassalli の別の系譜として Leudes → liberi homines の系譜が Leudesario → omnes iuramenti と言ったメロヴィング朝からカロリング朝への一般的な誠実誓約を媒介としてみごとな転換をとげる。そのようなゲンフォルグシャフトの展開コースにおける Leudes → liberi homines のザッハリッヒな主体的な連続性を示すものとして arimanni, homines exiriales, scarii (scaramanni), centeni, bargildi,

colliberti 等がフランク王国のそれぞれの地方にみられる。

しかし乍ら Leudesario が Leudes の等族関係からザッハリッヒに区別されるようにカロリング朝の一般的誠実誓約もまた liberi homines の等族的諸関係から相対的に区別される。つまりカロリング朝の一般的な誠実誓約もまた文字通り一般人にたいする垂直的な王への臣民の関係を生ずるものであり、liberi homines のみの誓約ではない。しかし之によってリベリ・ホミネスの王への垂直的な臣従関係が包括的に実現されることになる。

この一般化された誠実誓約はこの場合にも依然としてゲフォルグシャフトにまでその根元をたどりうるワザル関係の拡大であり、その „institutionelle“ な、公的な、国家的な関係は、いわばカール大王の人格に吸収されている。しかし乍らこのような一般的な王への垂直的な臣従関係は、カール大王の戴冠(八〇〇年)後、聖界の側からみて、カールの Kaisertum, Reich, Theokratie に生じた新たな „institutionelle“ な性格をおびる。だがこのようなカール大王の帝権の国家制度的な性格は単に上から与えられたものとしてのみでなく、既存の王の垂直的な支配関係にもとづいて受容される Herrschaft である。

このようにしてフランク王国の古典的なワザリテートと帝権、王権への垂直的臣従関係の二重構造が生ずる。そういった事態のもとで行なわれる八〇二年の誠実誓約はカールの帝権取得後のこのような „institutionelle“ な国家関係の性格をふくむものとして重視

される。

八〇二年の一般的な誠実誓約の内容は大要次の如くである。

「私は今日より以後神聖なる皇帝、主カール、王の息子ピピン及び王妃ベルタに、純粹な心で、かたりやあざむきの意図なしに、私の側から王の側へ、また王国の官職に、あたかも従者(domo)が法律上その主人に対してあるべきが如くに誠実たらんことを誓約により約束すべし。」

「別箇条。私は神聖なる皇帝、主カール、王の息子ピピン及びベルタに、その王国及びその正義にあたかも従者が法律上その主人に対してあるべきように誠実たらんことを誓約により約束すべし。」

従来この八〇二年の誓約型式は二様の誠実誓約型式、つまりゲフォルグシャフトにおいて従者が主人に対して行なう個別的な特別な誠実誓約にならって行なわれる一般的な誠実誓約の証拠として引証され、前者(MG. Cap. 1. 101)の型式にはゲフォルグシャフトにおける契約の当事者をおもひ起させる „fidelis sum... de mea parte ad suam partem“ (私の側から主人の側に... 誠実たるべし)といった文言が見出されることによつてその証拠力を一層強化するの役割立った訳である。<sup>(28)</sup>しかしここでは „domno Karolo piissimo imperatori“ からカールの人格に体现されている „Theokratie と結んだ „Institution“ としてのカールの Kaisertum の性格がみられる。従つてゲフォルグシャフトにもとづいて、支配者たる王と臣民が、それぞれ独立の人格たることが予想されるだけでなく、

imperator rei publicae (つまり一つの制度 (Institution) の担い手としての国家の元首から支配される人々は *liberi* (自由人) であるといった古いゲルマンの等族法に合致しない自由の概念がここに内在することになる。<sup>(28)</sup>

ここにワザリテートの原理と結合し、カールの人格と交叉した統一的国家支配の原理が成立する。

従って八〇二年の一般的な誠実誓約のもとのリベリ・ホミネスにおいてはゲフォルグシャフトの要素が完全に消滅したわけではない。しかしそのような王の自由人の軍事機能の消滅はワザリテートの展開と同時にそのゲフォルグシャフトの要素が失われてゆく。

王のバーギルデン、裁判衆団としてのケンテナはそのような事態をおしてよりよく理解されるだろう。

Theodor Mayer は社会の上部構造から、つまり *Königtum* — *Kaisertum* の線でこの問題を追及しているが、そのような国家権力機能の変化をうけとめる下部社会における等族的自己運動も当然重視するべきである。

そのような研究過程で *Teudes* → *liberi homines* の連続性と非連続性の問題をゲフォルグシャフトといわば *liberitas* とも云うべき王への垂直的臣従関係の中で求めたわけであるが、そのような研究の基盤となる新旧学説の展望を通して私自身の理論的モデルの妥当性を検討する。この際新旧学説の研究分野であるゲフォルグシャフトと垂直的国家臣従はそれが複合して二重構造を成してこの時代の

社会構成を特徴づけ、フランク社会を後期の *Der institutionelle Fränkistaat* から区別する拠点となる。

### 三

古典学説におけるワザリテートについてはすでにくりかえしその学説批判が試みられたところであり、H. Brunner, A. Dopsch, H. Mitteis の三大著書におけるゲフォルグシャフトとワザリテートの異同性についてはすでに上原教授の適切な批判が行なわれている。

そのようなゲフォルグシャフト → ワザリテートの系譜に対して、第一章で試みたアルフォンス・ドブシュのレウデス研究についての学説的コメントを通してゲフォルグシャフトの別個の系譜を検討してきたわけであるが最後にここで Theodor Mayer のレウデス並びにカロリング時代の国家観についての研究の展望を通してその検証を行なう。

テオドル・マイヤーは、前掲論文「初期中世の王の自由人と国家」並びに「カロリング時代における国家観」において王の自由人についての新学説の体系化を試みながらレウデスが等族として国制史上に占める位置並びにその史的な意義を検討している。

レウデス、つまりフランク時代の王の自由民 (*Königsfreien*) は現在の文献でそのようなものとして記された一般自由人 (*Geheinfreien*)<sup>(29)</sup> であった、そして之等の人々はフランクの軍隊の広汎

な大衆をあらわし、その戦争の義務は広汎であり、とくに外国での戦争の場合、之等の人々はきわめて長期にわたって故国をはなれるので、その戦争義務は軽減され、規制されるようになった。

しかし部族法の完全自由人 (*Vollfreien = Ingenui*) は王の自由人と全くちがった国民の層に属していた。そしてこのような部族法の自由人が王の奉仕に入る場合 *Antrustionen* と呼ばれ、王の自由人から区別される。この *Antrustionen* はあとに *Vasallen* として、つまり騎士的な *Lehensleute* としてあらわれる。

マルクルフの書式集で *Pagenses* と記された王の自由民からあとで屢々「自由な聖堂家人」: *freie Gotteshausleute* となるかあるいはその (王から与えられた) 「自由」を損った「自由農民」: *freie Bauern* (*bargilien, coloni*) が生じ、之等のいわゆる自由農民はその閉鎖性を失い、戦争奉仕は騎士的な奉仕となり、著しい物的な基礎を前提とした。

一般の農民の戦争奉仕は之等の自由農民が大きなグループで集合していた処でしか保持されず、またその戦争奉仕は大抵ラントの防衛に制限された。そしてこのような前提が与えられた処のみ「農民的自由」と政治的な独立が保持された。この前提は然し之等の「自由人」が王への、ラント諸侯へのあるいは一般に国家高権の担い手あるいは所有者への直接の関係を保持するか否かにかかっていた。之までの研究はこのような事実を明らかにすることができなかった、そして之等の関係や組織は知行法や完全な部族法的な自由の

観点のもとで観察され、判断されてきた、従ってそこから国家臣従 (*Statuum tertänigkeit*) が生まれるレウドに固有なゲフォルグシャフト関係は認識されず、また考慮もされなかった。レウデスはそのためにまちがわれ、時々部族法的な *Vollfreie* (完全自由人) が事実レウデスと記されもした。レウデスの問題は、その内部に *Lehensvasallen* (封臣) と並んで王の自由民の固有のカテゴリーが存在する多少ゲフォルグシャフト的に構成された国家の観点のもとでのみ理解するべきである。

王の自由人、つまりレウデスの歴史的な意義及び国家形成のためのそのダイナミックな機能は極度に大きく、また之等の者は古い時代に国家を形成する人々の客体またはその手中にある道具であり、後代にはスイスのアイドゲンツェンシャフトが自身で国家を構築したように、著しい程度に歴史的発展の主体でさえあった。

なおテオドル・マイヤーはそれが別なカテゴリー、つまり王のグルントヘル的な支配のもとにある領民 (*Hintersassen*) に適合するが、王の等族法的な特性をかくすと言う理由で、王の貢納人 (*Königszinsler*) の表現をさけている。

部族法典にあらわれる *ingenuus, trustis, antrustio, saecbaro, puer regis, romanus, conviviva regis* 等 *Wergeld* と *zins* 等族的位置確定については省略するが従来、*unfrei, minderfrei, halbfrei* と記された *Liten, laeti* は *arimanni, exercitales, Königsfreien* と等置される。



九世紀にレウデスと言った記述はすたれる、そしてレウデス＝王の自由人は大部分聖堂の家人 (*Oratores et servati*) となった。レウデスの消滅は同時にいわゆるゲマインフライエンの消滅であった。

ゲルマンの諸部族において、国家の形成は元来大抵軍人王から行なわれ、ゴートやブルグントにおけるように稀にしか部族の王から行なわれなかった。しかもその場合にすら軍人王の多くの要素がそこに存在した。

そのような軍人王の上昇、国家創立の軍人王の歴史的な指導は、ゲフォルグシャフトなしには、王の自由人、レウデスなしには考えられなかった。

そのために王権は悉くレウデスの等族と自由を保護することに関心をもっていた、そして本源的なゲフォルグシャフト関係は国家の中核としての王への直臣関係 (*Untertanenverhältnis*) へ移行する。そしてレウデスは王の直臣、国家の直臣として自由を享有する。

王の自由人、レウデス、一般自由人の消滅で、一方では以前のガリアと西フランク、他方では自由なゲルマーニアと東フランクの発展の差が決定的なものとなった。

(注) 王の自由人の消滅は言いすぎとなろう。レウデスは消滅してもカロリング時代の王の自由人であるリベリ・ホミネスがあらわれてくる。

治的な意味並びに王権の中心的な権力基礎としてのその国家を保持する機能を失ってしまい、次第に消滅して行った。そのようにしてレウデスは一定の管区や地方で法律上の特殊な地位と自治を保持した。しかしこのような事態は、ほとんど中央の地帯から遠くへだたっていた地方でしか起らなかった。法律上の特別な地位を確保するために王権とのつながりが求められたが、しかしそれは王の権力手段となるためではなかった、そして王権は、その残りのレウデスを首尾一貫して自己にひきつけようとしなかった。王権と一般自由人は、互いに運命を共にした国家生活における二つの要因であった。初期中世国家において、それらは共に上昇したが、しかしそれら二つのうちの一方が排除されると同時に他方もまた没落する。レウデスの消滅は王権の没落の原因でありまた結果であった。この大規模な人的結合に代わりうる制度的な基礎はドイツ帝国には存在しなかった。

帝国と王権にとって、王の自由人の消滅と共に新しい時期が始まった、そして軍人王とその従士の国家の次に封建国家が起った。そこではほとんどいたるところで王と自由人の間に貴族がはいりこんだ。それ以来自由はもはやドイツ国家構造の要素ではなく、スイスのアイドゲノッセンシャフトでしか国家の基礎を形成しなかった。

もし誤謬がないとすると大要以上のようなテオドル・マイヤーの初期中世における王の自由人と国家ならびに国家観についての見解と卑見の相違点は、テオドル・マイヤーがメロヴィング末期か

西フランクでは、東フランクと同様に九世紀に王の権力がゆさぶられた、しかしローマの遺産としての制度的な国家概念 (*territorietionale Staatsgedanke*) が存続した、そしてそれが組織的に知行国家 (*Lehenstaat*) にひきつがれ、組み入れられた、そして知行制度は制度 (*Institution*) として法的に定式化された更に発展した。

このようにして以前の王の自由人は *colleberit* のうちに生きつづけ、之等の者が直接王に服したかあるいは知行諸侯に服したかにかかわらず、この公的な制度 (*die öffentlichen Institutionen*) は国家臣従 (*die Staatsuntertänigkeit*) の考えを保持するのに役立った。

ローマの国家的な伝統が消滅したドイツでは、王権の崩潰で、国家形成の機能をうけとめ、またその支配の法的な基礎を守った制度的組織 (*das institutionelle System*) が存在しなかった。そしてカロリング朝の国家的伝統のみが作用しつづけた。

王権の最重要な権力的基礎は、レウデスであり、一般自由民であった。そして之等の者は王が何時でもまたすぐに役立て得た権力の道具を形成していた。しかしレウデスは多くの権力所有者、つまり貴族や聖界諸侯に引きわたされ、王の実行機関として全国に配置された王の大従士集団は粉碎され、残っているものは、全くばらばらになり、またいかなる中央組織からも把握されず、かつ把握できぬほどごたごたになってしまった。そのためにレウデスはその古い政

らカロリング時代にかけて分散し消滅してゆく *leudes* (*Königs-Hofien, Gemeinfreien*) の小グループをみるのに対して、いわゆる王の自由人のカテゴリーに *leudes* → *liberi homines* を包含し、国王の人格を媒介としての一般的な国家的臣従の誠実誓約によりレウデスがカロリングのリベリ・ホミネスに転化する歴史的可能性を国家権力 (王権＝帝権) の変化に対応して体系化することになった。

その際カロリング時代のリベリ・ホミネスが聖界又は俗界貴族の支配に吸収されようとは又は王領地での分散的な小グループで発見されようとはそれは史的事実の問題であり、早くにすでに *liberi* と記された *leudes* (= *liberi*) → *liberi homines* の史的な連続性と非連続性を導き出す理論的なかつ現実的な可能性の問題と一応区別すべきであると言ふことにある。

八〇〇年のカールの戴冠を転期としてのいわゆる *Institution (ministerium)* としての *Königtum* → *Kaisertum* の変化に対応するいわば二重構造を示す下部社会の自己運動として *liberi homines* の *ministeriales* (国家機関) への転換や国土防衛へのその軍事機能の縮小化、さらにその軍事的機能の完全な喪失 (*hostien*) 等による軍事的奉仕の貢納化) にともなう九世紀における *bargriden* [*Edictum de expeditione corsicana* (an. 825, Febr. 20.)] やまた *coloni* (*Politychum Irminonis abbatis*, an. 814-826.) 等への転換がみられる。

フランク時代の王権と帝権の変化とそれを受容する下部機構の自  
己運動の相互作用を統一的に体系化することは多くの困難にもかか  
わらずなせることのできない国制史上の更にまた社会経済史上の焦  
眉の問題である。

(言ひまでもなくネオゲーン・マニヤーは、つねにすべてを弁証法  
的な方法で問題を論究しており、マイヤー自身に対する批判的精神  
の所有者以外、そのエピソードには追従できない現代的な新鮮な  
歴史意識から出発してゐる。)

注(一) ヌロマン時代の王の発示。

(二) Alfons Dopsch, Die Leudes und Lehenwesen, S. 9.

(三) Paul Roth, Geschichte des Benefizialwesens von  
den ältesten Zeiten bis in das 10. Jahrhundert, S. 276. ff.

スルツの Philipp Heck の Gemeindefreien 論文。

Vgl. Ph. Heck, Beiträge zur Geschichte der Stände im  
Mittelalter, S. 280. ff.

(四) A. Dopsch, Ebenda, S. 1.

(五) „Ut leudesamio promittantur rege.

Ille rex ille comis. Dum et nos una cum consensu  
procerum nostrorum in regno nostro illo glorioso filio  
nostro illo regnare precipemus, adeo inbemus, ut omnes  
paginis vestros, tam Francos, Romanos vel reliqua

natione degentibus, bannire et locis congruis per  
civitates, vicos et castella congregare faciatis, quatenus  
presente misso nostro, inlustris vero illo, quem ex  
nostro latere illic pro hoc direximus, fidelitatem  
preceiso filio nostro vel nobis et leudesamio per loca  
sanctorum vel pignora, quas illic per eodem direximus,  
dibeant promittere et coniurare. FF. Marculfi liber I,  
Nr. 40.

(六) P. Roth, a. a. O., S. 278.

(七) 中世史研究家「ノルマン王国とその従軍制度(五三頁)」。

(八) Theodor Mayer, Staatsaufassung in der Karo  
lingerzeit, S. 179, 1956.

(九) Migne, Patr. Lat. Tomus LXXI. pp. 499-500. (Hist.  
Fr.)

(一〇) Migne, ibid., p. 239. “Unde factum est, ut datus  
aureis sibi armillis, vel baltheis, Chlodovechus, sed  
totum assimiliatum auro, haec dedit leudibus ejus, ut  
super eum invitaretur.”

(一一) 「ヌロマン時代……ノルマン王国の領土の  
継承と領土」(Migne, ibid., p. 641.)

(一二) 「カキヤムラの領土の継承と領土の  
継承」(Migne, ibid., p. 660.)

(一三) 三田孝彦雑誌第五十一巻「第十二号」回誌「第五十二巻」  
第八号参照。

(一四) Theodor Mayer, Die Königsfreien und der Staat  
des frühen Mittelalters, S. 23, 1955.

(一五) „non est amplius nisi liber et servus“. Capit. I.  
S. 145. (801-814.) Philippe Dollinger, L'évolution des  
classes rurales en Bavière, p. 207. Th. Mayer, Die  
Königsfreien, S. 39.

(一六) Th. Mayer, Der Königsfreien und der Staat des  
frühen Mittelalters, S. 19.

(一七) „De sacramentis fidelitatis causa, quod nobis et  
filiis nostris iurare debent, quod his verbis contestari  
debet: Sic promitto ego ille partibus domini mei  
Caroli regis et filiorum eius, quia fidelis sum et ero  
diebus vitae meae sine fraude et malo ingenio.“  
Capitularia, I, S. 63. cap. 18. anno 789. J. P. Migne,  
Patr. Lat. Tomus XCVII. pp. 185-186. Vgl. Capitularia

missorum specialia, ebd., I, S. 101 f., cap. 19, anno 802.

(一八) 司教の家政、司教の資財の管理と経営、司教の非世俗的の  
監督をする聖職者。

(一九) 司教管区のすべしの外的な管理のための司教の第一補佐  
その代理人。



caballos, arma et scuto et lancea spata et senespasio habere possunt: Omnes iurent. Et nomina vel numerum de ipsis qui iuraverunt ipsi missi in brebem secum adportent; et comites similiter de singulis centibus senoti, tam de illos qui infra pago nati sunt et pagenses fuerint, quamque et de illis qui aliunde in bassalatico commendati sunt. Et si fuerint aliquis qui per ingenio fugitando de comitatu ad aliud comitatu se propter ipsum sacramentum distulerit aut per superbia iurare noluerint, senoti per brebem renuntiare sciant, et tales aut per fideiussores mittant aut si ipsi fideiussores non habuerint qui in praesentia domni regis illos abducant, sub custodia servent; aut si in illo vicino habitare voluerint, sicut caeteri iurent. Et si fugitivum quis devererint, domno regi nuntiatum fiant per ipsos missos. (Capitularia, I, S. 66. f., cap. 2-4. des Capitulare missorum vom Jahre 792 vel 786.)

(29) „Et infantis, qui antea non potuerunt propter iuvenalem aetatem iurare, modo fidelitatem nobis repromittant.“ (Capitularia, I, S. 124, cap. 9 des Capitulare missorum in Theodonis villa datum II, vom Jahre 805. Migne, Patr. Lat. Tomus XCVII. p. 290.)

(29) Sacramentale qualiter promitto, ego, quod ab isto die inantea fidelis sum domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthanae reginae, pura mente, absque fraude et malo ingenio de mea parte ad suam partem, et ad honorem regni sui, sicut per dicitum debet esse homo domino suo. (MG. Cap. 1. 101. J. P. Migne, Patr. Lat. ibid., p. 236.) Item aliud. Sacramentale qualiter repromitto ego domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthanae, fidelis sum sicut homo per dicitum debet esse domino suo, ad suum regnum et ad suum rectum. (MG. Cap. 1, 102. J. P. Migne, ibid., pp. 237-238.)

(30) 上原尊徳教授「前掲書」五三頁參照。

(31) Theodor Meyer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit, SS. 176-177.

(32) Th. Mayer, Die Königstreuen, S. 22. ff.

王の自由人が一般的な誠実誓約によって王への垂直的な臣従関係を入り、王権によってその自由が与えられると言う意味で leudes→liberi homines を一般自由人と呼ぶことなるといふことは、その意は必ずしも真ではない。例えば leudesamio を誓ったから leudes なのではなく、レウデスンをレウデスントとフランク人の区別する誓約上の一般的な区別（フランク人は

主人と特別な誠実誓約を結びレウデス、リメリ・ホミネスは王と一般的な臣従の誓約を結ぶことの外に、その等族的自由の根元つまりワザルが部族的な自由と部族的自由保有地 (allodia) を条件として知行 (Lehen) をもつのに対して王の自由民はより低位の出自とワザルのレインより低位の王領地の保有権又は居住権を条件として王から自由が与えられている。レウデスやリメリ・ホミネスがその保有地（ホスト）を hostem (軍役の負子) をおさめるといった事態は、Lehensvasallen がその等族的自由の優位にその基礎をおくのに対して、王の自由人はむしろそのような劣等な条件のもとで王から与えられた自由をうけとるといったその固有の史的な性格から発する相違

をあらわす。

右のような一般的な区別の条件の外に、特別な且つそれぞれに内在する固有の条件が存在する。

(16) Königstischgenosse (Geffcken S. 162.) 王の御陪食役。

(28) 集団被解放自由人(被解放自由人集団)。

(33) Vgl. Th. Mayer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit, S. 179.

(34) K. Glöckner, Codex Laureshamensis, III (1936), S. 174, Nr. 3672. Codex Laureshamensis, mannhemii typis academicis, III, S. 212, Nr. 3672. ....in hostem.